平成２１年（フ）第３２５号
山口県下関市武久町１丁目６番５―101号、前住所山口県下関市上新地町５丁目１番Ｃ―103号
債務者　東　　美鈴
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第１０７５号
北九州市小倉南区朽網西１丁目９番40号
債務者　濵﨑ひとみ
1　決定年月日時　平成21年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１０７７号
北九州市門司区田野浦１丁目８番33―506号
債務者　奥野　澄江
1　決定年月日時　平成21年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１０８０号
福岡市西区下山門１丁目19番22―603号
債務者　増田　洋明
1　決定年月日時　平成21年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１０９４号
北九州市八幡西区友田３丁目１番３―502号
債務者　井原　　進
1　決定年月日時　平成21年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１１０９号
北九州市若松区大字安屋1738番地
債務者　大﨑奈冬美
1　決定年月日時　平成21年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１１３９号
北九州市門司区下馬寄３番３―501号
債務者　西田　康子
1　決定年月日時　平成21年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１１４３号
福岡県遠賀郡岡垣町大字三吉391番地18　県営三吉住宅２―302号
債務者　茂呂田友美
1　決定年月日時　平成21年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第２７７４号
名古屋市西区城西５丁目３番18号　バンベール・グラン名城公園202号
債務者　棚村　弥生
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２８４８号
名古屋市南区星宮町214番地の２　寿荘101号
債務者　鈴木　　隆
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１７８号
秋田県横手市平鹿町下鍋倉字二本松173番地１
債務者　最上屋正市
1　決定年月日時　平成21年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月17日午前11時
秋田地方裁判所横手支部

平成２１年（フ）第１８５号
秋田県横手市平鹿町醍醐字金屋80番地
債務者　菅原奈津子
1　決定年月日時　平成21年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月17日午前11時
秋田地方裁判所横手支部

平成２１年（フ）第２５２０号
横浜市南区南太田２丁目21番１―107号
債務者　橋本　浩一
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２５２１号
横浜市南区南太田２丁目21番１―107号
債務者　橋本　亜耶（旧姓涌波）
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２５６９号
横浜市中区松影町４丁目14番地６　ロータリーライフ石川町207号室
債務者　土居　　博
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２７９５号
横浜市港北区太尾町1732番地４　セザール第２大倉山202号
債務者　小山英子こと　鄭　　英子
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２７号
大分県竹田市直入町大字下田北181番地
債務者　田中　滋子
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月15日午前11時
大分地方裁判所竹田支部